

令和6年12月27日

出張報告書

栗山町議会議長

鵜川和彦様

栗山町議会議員

鈴木千逸



（このたび、下記のとおり出張いたしましたので報告します。

記

1 期 日 令和6年 11月 28日～29日

2 出張先 中標津町

3 調査事項 議会改革特別委員会における「議員の活躍を担保できる報酬の調査」について
・議員報酬改正までの審議内容等について

（4 関係書類 別紙のとおり



栗議第 109 号
令和6年10月29日

中標津町議会

議長 後藤 一 男 様

北海道栗山町議会

議長 鵜 川 和 彦

栗山町議会 議会改革推進会議による調査研究について（ご依頼）

晩秋の候、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたびは、本町議会議会改革推進会議による調査研究につきまして、ご快諾いただき、厚くお礼申し上げます。

つきましては、下記によりお伺いいたしますので、ご多用のところ誠に恐縮に存じますが、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和6年11月29日（金） 午前10時00分（2時間程度）
2. 人 員 5名 ※詳細は別紙名簿のとおり
3. 調査内容 議会改革特別委員会における「議員の活躍を担保できる報酬の調査」について
・議員報酬改正までの審議内容等について
※質問事項がある場合は、別途、ご依頼申し上げます。
4. 連絡先 栗山町議会事務局（担当：中野）
〒069-1512 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地
（直通） TEL 0123-73-7517 FAX 0123-72-1233
E-mail gikai-jimukyoku@town.kuriyama.lg.jp

栗山町議会 議会改革推進会議 調査研究参加者名簿

	職 名	氏 名	備 考
1	座 長	さい とう よし たか 齊 藤 義 崇	副議長
2	副座長	はし のり たか 端 師 孝	議会運営委員会副委員長
3	委 員	すず き ち はや 鈴 木 千 逸	議会運営委員会委員長
4	委 員	ふじ もと みつ ゆき 藤 本 光 行	監査委員
5	委 員	う か わ かず ひこ 鵜 川 和 彦	議長

日 時	令和 6 年 11 月 29 日 10:00~12:00
視 察 先	中標津町議会（議会改革特別委員会）
調査事項	議員報酬について
対 応 者	江口智子議会改革特別委員会委員長、後藤一男議長他
1. 視察目的 2. 視察内容 ① 背 景 ② 特 徴 3. 主な質疑 4. 考 察 （感想、政策提言、課題など）	中標津町で議員報酬を上げたことについてどのような手順や根拠で上げたのかについて調査した。 1. 議員の活躍を担保できる報酬について 議員報酬については平成 21 年に 20 万円に引き上げを行って以降、据え置かれたままであり、近年の専門家による調査・研究によれば、議員のなり手不足の改善策及び議員活動の増加により兼業の厳しさが増していることなどから、活動量に見合った議員報酬を考えるべきであるとの報告がなされています。 次期改選時より 3 つの常任委員会数が 1 減の 2 常任委員会となり、所管事務調査事項が現在の 1.5 倍となることは確定しており、更に本年 9 月以降、議長と監査を除く全議員による決算審査特別委員会の設置、充実した委員会活動を構築するため、新たに正副委員長会や委員会代表質問を導入するなど、改選後の常任委員会活性化に向けて様々な試行をしている段階にあります。 このことから、改選後は大きく活動量の増加が見込まれ、議員の活躍を担保するためには報酬を増額すべきであるとの結論に至りました。 報酬の額については、委員から全国町村議会議長会の「議員報酬の見直し及び政務活動費の活用に関する調査研究」で提示された原価方式に基づく案、北海道の最低賃金に基づく案、役場の係長職の平均値とする案の 3 案が提示されております。 このうち原価方式については、議員の活動量をデータとして採択し計算する必要があるため、本年 4 月から議会改革特別委員会の委員、その後同意を得た議員からの報告が順次追加され、現在は全議員によるデータ提供を受け、令和 5 年 3 月まで 1 年間の活動

	量の検証を行っているところです。 このことから、具体的な報酬額の検証を引き続き行うことと、あわせて報酬に関しては住民の理解を得ることが最も大切でありますので、これまでも令和３年の議会報告会において、議会改革の経緯について説明し対話を重ねましたが、令和４年は議会報告会に代わりチラシの全戸配布や、議会だより、町のホームページによる周知を実施し、今後も検証の推移を折に触れて積極的に住民に開示するものとします。 ２．通年議会は議会活性化に繋がるかについて通年議会を議会側からの視点で見れば、閉会期間をなくすことにより１年間を通しての政策サイクルを確立し、切れ目のない主体的な運営をすることが肝要であります。 このことが政策提言を見据えた常任委員会活動の充実に繋がり、住民福祉の向上のための議会の活性化にも繋がるとして、改選時より通年議会の導入をすべきとの結論に至りました。 通年議会については、地方自治法第 102 条の 2 による通年会期とするか、条例により定例会を年 1 回と定めるものとするかの協議を必要とし、さらに現在の定例会に基づく会期の設定等については、行政側とも入念な協議が必要であることから、引き続き調査を行うものです。 以上、様々な角度から根拠を導き出して報酬改定を行ったことが見て取れた。
--	--